

報告第19号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和元年11月12日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 損害賠償の額を定めることについて
- 2 損害賠償の額を定めることについて

専決第12号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和元年10月4日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和元年8月24日（土）午前8時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市中陰427番1地先 市道卸団地2号線
相手方の 住所氏名	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
損害賠償額	53,503円
事故の概要	相手方が、自家用車で市道卸団地2号線を西から左折し北に向かう途中、対向車を避けるため左に寄ったところ、集水桝蓋（鉄板）が跳ね上がり、車両を損傷したもの。 （過失割合 豊岡市4割：相手方6割）

専決第13号


損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和元年10月4日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和元年9月17日（火）午後6時頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市日高町岩中46番1 豊岡市立日高幼稚園駐車場
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	35,342円
事故の概要	相手方の夫が、相手方所有の自家用車で、子どもを迎えに日高幼稚園に来園し、駐車場内を走行中、車両の左前輪がグレーチング上を通過した際、グレーチングが跳ね上がり車両下部のマフラーを損傷したもの。 (過失割合 豊岡市10割)